



# 第187回 定時株主総会 招集ご通知

平成28年12月1日 ▷ 平成29年11月30日

**開催日時** 平成30年2月27日(火曜日)午前10時  
(受付開始は午前9時より)

**開催場所** 大阪市中央区備後町二丁目5番8号  
日本綿業倶楽部(綿業会館)新館7階大会議室  
※開催場所が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

<b>議案</b>	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役8名選任の件
	第3号議案	監査役1名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名予選の件
	第5号議案	当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続導入の件

本年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めとさせていただきますこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※資源節約の為、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

日本毛織株式会社  
証券コード：3201

## 経営理念

“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”  
未開の分野に目を向け、「高機能商品」「地域No.1サービス」の開発と提供へ挑戦し、  
みらい生活創造企業を目指します。

## 目次

■第187回定時株主総会招集ご通知 .....	1
〈添付書類〉	
■事業報告 .....	2
■連結計算書類 .....	22
■計算書類 .....	24
■監査報告書 .....	26
■株主総会参考書類 .....	30

### 株主総会にご出席いただく株主様へのご案内

- ◎ご来場の際は、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開会直前は混雑が予想されますので、お早目のご来場をお願いいたします。
- ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書用紙に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ◎当日の議事進行につきましては日本語で行います。
- ◎本年より、当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地  
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)  
日 本 毛 織 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 長 富 田 一 弥  
社 長

## 第187回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第187回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年2月26日(月曜日)午後5時55分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成30年2月27日(火曜日)午前10時(受付開始は午前9時より)
- 場 所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号 日本綿業倶楽部(綿業会館)新館7階大会議室  
(前回と会場が異なりますので、末尾「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いないようお越しください。)
- 目的事項  
報告事項
  - 第187期(平成28年12月1日から平成29年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
  - 会計監査人および監査役会の第187期(平成28年12月1日から平成29年11月30日まで)連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名予選の件
  - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続導入の件
- 本招集ご通知の一部のインターネットによるご提供について  
法令および当社定款第17条の規定に基づき、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」を当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp>)に掲載しています。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp>)において掲載いたしますのでご了承ください。

## 事業報告

(平成28年12月1日から  
平成29年11月30日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、雇用環境の改善や堅調な企業業績から底堅く推移しているものの、景気回復には力強さを欠き、その実感も薄い状況で推移しました。また、海外でも米国の経済政策や新興国・資源国経済の動向が国際市場に及ぼす影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような情勢の中、当社グループは「ニックグループRN（リニューアル・ニック）130第1次中期経営計画」の初年度として、①成長事業と新規事業への資源の重点配分、②海外ビジネスの拡大、③資本効率の改善、④事業部内再編によるシナジー効果の創出を基本戦略として取り組んでまいりました。

事業活動の内容として、衣料繊維事業においては、製造力・開発力の強化に向けた積極的な設備投資を推し進め、産業機材事業においては、海外販売体制の強化を狙ったM&Aを実施しました。また、人とみらい開発事業においては、介護事業等における施設数拡大や保育事業への参入を行い、生活流通事業においては、Eコマースによる商流拡大に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高1,035億円弱（前期1,010億円弱）、連結営業利益83億円強（前期76億円余）、連結経常利益91億円弱（前期76億円強）、親会社株主に帰属する当期純利益53億円弱（前期50億円余）となりました。

事業セグメントの概況は以下のとおりです。

#### <衣料繊維事業>

「衣料繊維事業」は、ウール由来の先端素材やハイブリッド素材・製品の開発・提供を行っております。

売糸は、海外は欧州向けなどでは増収となりましたが、国内は小売店における秋冬物衣料の販売不振が長期化し、全国的に需要が減少したことにより、減収となりました。

学校制服用素材は、需要が堅調に推移し、ほぼ前年並みとなりました。

官公庁制服用素材は、消防関係では需要が増加し、諸官庁向けも堅調に推移したものの、大口物件の受注があった前期との比較では、減収となりました。

一般企業制服用素材は、マイナス金利の影響で金融機関向けなど大口物件の更改需要が低調であったため、減収となりました。

一般衣料用素材は、百貨店アパレル向けおよび欧州向けの販売は順調に推移したものの、郊外店、総合スーパー向けの販売が下期後半において低調に推移したことにより、減収となりま

した。

この結果、衣料繊維事業の当連結会計年度の売上高は359億円強となりました。

### <産業機材事業>

「産業機材事業」は、ウールから化合織、糸から紐・フェルト・不織布など産業用資材・生活用資材の開発・製造・卸売、産業用機器の設計・製造・販売、および、環境・エネルギーシステムの設計・施工・メンテナンスを行っております。

産業用資材は、自動車生産が好調に推移する中で車両向けの縫製糸や不織布、ハイブリッド車向けの結束紐が売上を伸ばしました。また、芯地・楽器用フェルトやOA機器用不織布が好調で、全体として増収となりました。

生活用資材は、スポーツ用品ではテニス用品をはじめ需要が低調で、釣具においても主力商品のリニューアルに伴う旧品処分や、海外OEM需要の一巡により、減収となりました。

産業用機械・計測器は、車載電装品・安全部品製造ラインのファクトリーオートメーション装置の受注が引き続き順調に推移し、新規開発した全自動抵抗溶接機は光通信機器向けに好調、半導体・電子部品向け装置の販売も増加し、増収となりました。

エネルギー事業は、ソーラー発電設備工事の受注が減少し、減収となりました。

この結果、産業機材事業の当連結会計年度の売上高は205億円強となりました。

### <人とみらい開発事業>

「人とみらい開発事業」は、「街づくり」を主眼とした地域共生型のサービスの提供および不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケパークタウン」（兵庫県加古川市）において、平成28年10月の本館リニューアル、平成29年7月の「ミーツテラス」開業による効果により、大幅な増収となりました。

不動産事業は、建築工事は減少しましたが、新規賃貸案件および賃貸ビルの稼働率向上により、増収となりました。ソーラー売電事業は、天候に恵まれ順調に稼働し、増収となりました。

ゴルフ事業は、練習場に関しては前期並みでしたが、コースへの来場者数の減少およびスクール会員数の伸び悩みにより、大幅な減収となりました。テニス事業では、施設のリニューアル効果や、受講料改定が奏功したことに加え、イベントやショップ販売が貢献したものの、新規入会者数が伸び悩み、微増収となりました。

介護事業は、グループホーム全施設において入居稼働が安定し、平成28年12月に開業した特定施設「あすも加古川」（兵庫県加古川市）、平成29年2月に開業した同「あすも市川」（千葉県市川市）における入居が順調に進みました。また、福祉用具販売等も好調で、増収となりました。

携帯電話販売事業は、店舗再編による影響があるものの、前期並みとなりました。

菓子類販売事業は、一部の店舗再編はあったものの、平成28年10月に「シャトレーゼ福山駅家店」（広島県福山市）と「シャトレーゼ加古川ニッケパークタウン店」（兵庫県加古川市）、

平成29年4月に「シャトレーゼ福山南蔵王店」（広島県福山市）、同6月に「サーティーワンアイスクリームイオンモール神戸南店」（神戸市兵庫区）を新規に出店し、キャンペーンの効果もあり、大幅な増収となりました。

キッズ事業は、「ニッケ・ピュアハートキッズランド（屋内型会員制遊園地）」を平成28年11月に尼崎つかしん（兵庫県尼崎市）、同12月にLALAガーデンつくば（茨城県つくば市）、平成29年4月にフレスポしんかな（堺市北区）、同7月にパークタウン加古川ミーツテラス（兵庫県加古川市）に新規出店し、大幅な増収となりました。

ビデオレンタル・書籍販売事業は、平成29年7月に「TSUTAYA BOOK STORE パークタウン加古川ミーツテラス」（兵庫県加古川市）を新規出店しましたが、一部店舗の再編により減収となりました。

アミューズメント事業は、出店施設の改装等による休業の影響により、減収となりました。この結果、人とみらい開発事業の当連結会計年度の売上高は345億円弱となりました。

## <生活流通事業>

「生活流通事業」は、商社機能を活かしたグループ内外に対する販売・物流サービスの提供を行っております。

寝装事業は、トランスポート用ひざ掛けなどの業務用寝装品が好調で、増収となりました。

馬具・乗馬用品事業は、例年行うセールを縮小したことにより、減収となりました。貿易事業は、コンテナ事業は好調でしたが、輸入代行業の取引先を絞り込んだため、減収となりました。

100円ショップ向け卸売事業は、新商品の開発による重点顧客への販売が好調で、増収となりました。

ホビークラフト用事業は、北米向け販売の不振と国内大口向け産業用インクが伸び悩み減収となりましたが、スタンプ販売を行う株式会社こどものかお（東京都中野区）がグループに加わったことにより、全体では増収となりました。

寝具・寝装品やインテリア用品の製造・販売を主としたEコマース事業は、軽寝具やOEM商品の販売が好調だったことに加え、家具・室内装飾品・日用雑貨などを扱うミヤコ商事株式会社（東京都中央区）が通年で寄与したことにより、大幅な増収となりました。

保険事業は、主力のがん保険の販売は堅調に推移しましたが、貯蓄型保険の販売が減少したことにより、前期並みとなりました。

この結果、生活流通事業の当連結会計年度の売上高は125億円余となりました。

なお、事業セグメント別の売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円未満切捨て)

区 分	第 186 期 (平成28年度)	第 187 期 (平成29年度:当連結会計年度)
衣 料 織 維 事 業	37,556	35,957
産 業 機 材 事 業	18,775	20,545
人 と み ら い 開 発 事 業	34,592	34,470
生 活 流 通 事 業	10,055	12,523
合 計	100,982	103,498

## 2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、「製造力・開発力の強化」として、織絨工程を中心に生産設備の新規導入や更新などを実施しました。

産業機材事業では、生産設備の新規導入や更新などのほか、当社一宮事業所内に産業用機械の組立工場を新設しました。

人とみらい開発事業では、商業施設「ニッケパークタウン」の第2期リニューアルとして「ミーツテラス」を開業するとともに、介護事業においては特定施設「あすも加古川」「あすも市川」を新たに開業しました。また、「ニッケ・ピュアハートキッズランド」「TSUTAYA BOOK STORE」「シャトレーゼ」など積極的な新規出店を実施しました。

生活流通事業では、事業用設備の新規導入や更新などを実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金で賄いました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っていません。

## 3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

## 4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

## 5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

## 6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

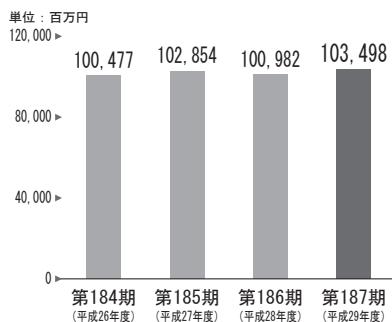
重要な該当事項はありません。

## 7. 財産および損益の状況の推移

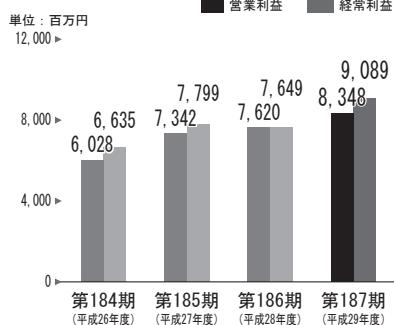
区 分	第 184 期 (平成26年度)	第 185 期 (平成27年度)	第 186 期 (平成28年度)	第 187 期 (平成29年度・当連結会計年度)
売上高 (百万円)	100,477	102,854	100,982	103,498
営業利益 (百万円)	6,028	7,342	7,620	8,348
経常利益 (百万円)	6,635	7,799	7,649	9,089
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,572	4,690	5,002	5,270
1株当たり当期純利益 (円)	47.15	62.17	67.88	71.52
総資産 (百万円)	133,938	133,595	131,343	141,124
純資産 (百万円)	79,442	81,807	82,155	89,067
1株当たり純資産額 (円)	1,036.09	1,096.44	1,101.87	1,194.34

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。

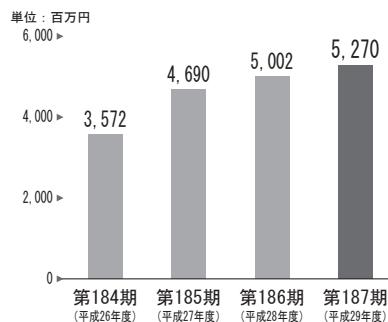
### ▶ 売上高



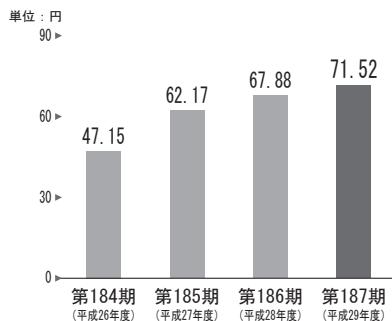
### ▶ 営業利益・経常利益



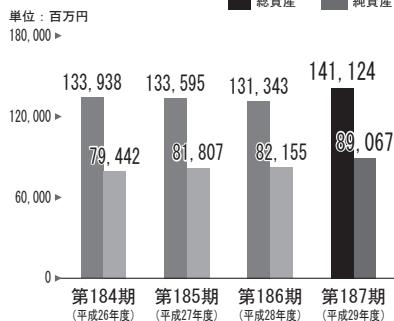
### ▶ 親会社株主に帰属する当期純利益



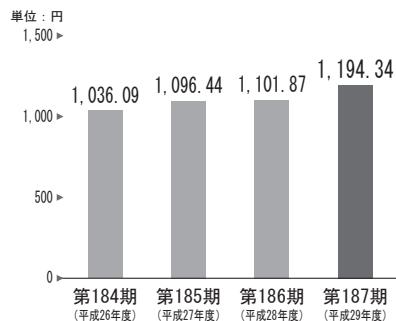
### ▶ 1株当たり当期純利益



### ▶ 総資産・純資産



### ▶ 1株当たり純資産額



## 8. 対処すべき課題

ニッケグループは、中長期ビジョン「RN130ビジョン」において、今後10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げています。

当連結会計年度は、そのビジョンを具現化するためのフェーズ1と位置付ける「ニッケグループRN130第1次中期経営計画」の初年度として、積極的な設備投資や新規事業への取組み、M&Aなど、既存事業の強化と今後の成長への布石を打ちました。

結果、衣料繊維事業での下振れはあるものの、グループ全体での収益向上により、前期実績に対して増収増益となり、営業利益においては8期連続の増益となりました。

「ニッケグループRN130第1次中期経営計画」に掲げる「連結売上高1,200億円以上、連結営業利益90億円以上」の達成を目指し、各事業では以下の施策に取り組みます。

### <衣料繊維事業>

衣料繊維事業では、国内市場の縮小と原料価格の上昇から、今後も厳しい事業環境が続くと考えております。ユニフォーム事業の強化を図りつつ、今後の成長へと繋がる新規事業の創出に取り組みます。

既存事業においては、戦略商材「MIRAZ」の拡販を進めるとともに、海外向けの毛糸・一般衣料用素材の販売や差別化・高付加価値化により、収益の向上を図ります。

新規事業としては、機能素材（防災素材・防刃素材等）の国内外への提案・販売促進、海外グループ会社を戦略拠点とした海外向けユニフォーム販売、高級素材と国内縫製にこだわったプレミアム・スーツ小売事業「NIKKI1896」のスタートなど、今後の事業拡大に向けた取組みを進めます。

また、製造力の強化を目的に、積極的な設備投資を行うとともに、原料調達の多様化によるリスク分散とコスト削減を図ります。

### <産業機材事業>

産業機材事業は、自動車生産が好調に推移するなかで、順調に収益を拡大してまいりました。しかしながら、今後の国内市場での大きな増加は見込めず、更なる事業拡大のためには海外市場への取組み強化が必要と考えています。

産業用資材においては、車両向けや環境向けの成長を見込み、既存の海外拠点に加えて、平成29年10月にグループ会社となった海外販売商社である株式会社エミーの営業力を活かし、海外売上の更なる拡大を図ります。

生活用資材においては、「GOSSEN（ゴーセン）」ブランドの発信を強化し、国内市場でのシェアアップと海外への展開を目指します。

産業用機械においては、国内製造に軸足を置くことで顧客からの信頼に応えるとともに、海外でも通用する設計・サービス・コストを実現します。また、半カタログ製品や半導体装置の国内外への拡販を図ります。

#### <人とみらい開発事業>

人とみらい開発事業では、不動産事業や商業施設運営事業での安定収益を強化するとともに、成長事業・新規事業への重点投資を行います。

不動産事業においては、資産効率の改善として遊休地の再開発や低収益事業用地の再々開発を行うとともに、グループ内で連携して新規事業に取り組みます。商業施設運営事業では、「子育て応援ショッピングセンター」「ヒト・モノ・コトが会える場所」をコンセプトに、顧客満足の向上を図り、商業施設の魅力向上への取組みを進めます。

スポーツ事業においては、スクール事業での拡大を図るとともに、ゴルフ・テニススクールにプラスアルファした事業展開を進めます。介護事業では、新規に開業した施設の運営を軌道に乗せるとともに更なるサービス向上を実現します。また、新規参入した保育事業では、認可保育所や学童保育所の運営をスタートし、更なる出店を推進します。

通信・新規サービス事業では、フランチャイズ事業やキッズ事業（「ニッケ・ピュアハートキッズランド」等）の新規出店による拡大を目指すとともに、新規事業への取組みを進めます。

#### <生活流通事業>

生活流通事業では、既存の事業の枠に捉われず、自由な発想で新規事業を発掘・開拓し、異業種分野にも積極的に参入していきます。新たなM&Aを実施しながら、それぞれの事業セグメントにおいて拡大を目指します。

重点施策として、Eコマース事業やホビークラフト事業などでグループ会社間の連携を図り、事業価値の向上を目指します。特にEコマース事業については、グループ会社の株式会社ナイスデイ、ミヤコ商事株式会社を販売プラットフォームと位置付け、新たな物流拠点を確立することにより、更なる収益拡大を目指します。

グループ全体戦略として、シナジー効果の創出やコスト削減によるグループ経営の強化、事業拡大を支えるマネジメント層・スペシャリストの育成・採用、資本効率の改善を引き続き進めます。また、M&Aによる新規事業への進出、既存事業の強化、研究開発においては既存事業の一步先を行く成長分野へのチャレンジとその具現化を図ります。さらに、コンプライアンスの徹底を図り、信頼される企業グループを目指します。

ニッケグループは、経営理念において“未開の分野に目を向け、「高機能商品」「地域No.1サービス」の開発と提供へ挑戦し、みらい生活創造企業を目指す”ことを掲げています。各事業ともに、未開の分野に情熱と誇りをもってチャレンジし、上記施策を着実に実行することにより、「ニッケグループRN130第1次中期経営計画」の達成を目指します。

## 9. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ナカヒロ（大阪市中央区）	100百万円	100.0%	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）	50百万円	100.0%	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
佐藤産業株式会社（東京都千代田区）	95百万円	50.1%	衣料商品の販売 および不動産の賃貸
株式会社ニッケファブリック（愛知県一宮市）	22百万円	100.0%	毛 糸 販 売
ニッケテキスタイル株式会社（愛知県一宮市）	10百万円	100.0%	毛織物および繊維製品の 製造加工販売
青島日毛織物有限公司（中国山東省青島市）	3.7百万米ドル	93.2%	毛 織 物 製 造
江陰日毛紡績有限公司（中国江蘇省江陰市）	15.2百万米ドル	91.6%	毛 糸 製 造
アンビック株式会社（兵庫県姫路市）	100百万円	100.0%	不織布・フェルトの製造販売
株式会社ゴーセン（大阪市西区）	100百万円	100.0%	スポーツ用品・釣糸・ 産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）	50百万円	100.0%	産業用機械の製造販売
ニッケ不動産株式会社（神戸市中央区）	30百万円	100.0%	建 設 ・ 不 動 産
株式会社ニッケレジャーサービス（愛知県一宮市）	10百万円	100.0%	ス ポ ー ツ 関 連 事 業
株式会社ニッケインドアテニス（愛知県あま市）	10百万円	100.0%	ス ポ ー ツ 関 連 事 業
株式会社ニッケ・ケアサービス（愛知県一宮市）	10百万円	100.0%	介 護 事 業
ニッケアウデオSAD株式会社（大阪市中央区）	60百万円	100.0%	フランチャイズ事業・キッズ事業
ニッケ商事株式会社（大阪市中央区）	35百万円	100.0%	寝 装 品 ・ 手 編 毛 糸 ・ イージーオーダーの販売
双洋貿易株式会社（神戸市東灘区）	10百万円	100.0%	馬 具 ・ 乗 馬 用 品 の 製 造 販売および貿易代行
株式会社友栄（大阪府枚方市）	33百万円	100.0%	100円ショップ向け雑貨の卸売り
株式会社ツキネコ（東京都千代田区）	10百万円	100.0%	ス タ ン プ イ ン ク 製 造 販 売
株式会社ナイスデイ（横浜市西区）	43百万円	100.0%	家具・寝装品・インテリアの製造販売
ミヤコ商事株式会社（東京都中央区）	15百万円	100.0%	家具・室内装飾品・日用品雑貨等の販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社21社を含め50社であり、持分法適用会社は3社です。

## 10. 主要な事業内容

事業	主要な商品または事業内容
衣料繊維事業	売糸、ユニフォーム素材、一般衣料用素材、衣料商品
産業機材事業	不織布、フェルト、スポーツ用品、釣糸、その他産業用資材・生活用資材、産業用機械、ソーラー関連機器
人とみらい開発事業	商業施設運営・運営受託、不動産業、スポーツ施設運営、介護事業、携帯電話販売、保育事業、キッズ事業、フランチャイズ
生活流通事業	寝装品、イージーオーダー、手編毛糸、馬具・乗馬用品、家具、スタンプ、スタンプインク、100円ショップ向け卸売り、貿易代行、物流、保険代理店

## 11. 主要な事業所

営業所	本店 (神戸市中央区)	東京支社 (東京都中央区)
	本社 (大阪市中央区)	
工場	印南工場 (兵庫県加古川市)	岐阜工場 (岐阜県各務原市)
事業所	一宮事業所 (愛知県一宮市)	
商業施設	ニッケパークタウン (兵庫県加古川市)	
	ニッケコルトンプラザ (千葉県市川市)	

なお、当社子会社については「9. 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりです。

## 12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,899名	205名増

(注) 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均689名)は含んでいません。

## 13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	6,711百万円
株式会社みずほ銀行	2,829百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,205百万円

## Ⅱ 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項（平成29年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
- (2) 発行済株式の総数 86,478,858株
- (3) 株主数 19,992名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,628	4.92
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,628	4.92
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,628	4.92
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,763	3.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,435	3.30
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	2,000	2.71
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,747	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,546	2.09
ニ ッ ケ 従 業 員 持 株 会	1,535	2.08
帝 人 フ ロ ン テ ィ ア 株 式 会 社	1,396	1.89

(注) 持株比率については、自己株式数（12,749,407株）を控除して算出しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況

(平成29年11月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 ( 会 長 )	佐 藤 光 由	取締役会議長
代 表 取 締 役 ( 社 長 執 行 役 員 )	富 田 一 弥	経営戦略センター長
取 締 役 ( 常 務 執 行 役 員 )	島 津 貞 敏	衣料繊維事業本部長兼テキスタイル事業部長
取 締 役 ( 常 務 執 行 役 員 )	萩 原 修	人とみらい開発事業本部長兼ライフバリューサービス部長
取 締 役 ( 常 務 執 行 役 員 )	鷲 根 成 行	産業機材事業本部長 芦森工業株式会社 社外取締役
取 締 役	宮 武 健 次 郎	J C R ファーマ株式会社 社外監査役
取 締 役	荒 尾 幸 三	弁護士 (中之島中央法律事務所) 南海電気鉄道株式会社 社外監査役 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役 株式会社日本触媒 社外取締役
○ 取 締 役	丹 羽 繁 夫	
常 勤 監 査 役	迫 間 満	
常 勤 監 査 役	鳥 山 秀 一	
監 査 役	片 山 健	
○ 監 査 役	上 原 理 子	弁護士 (上原合同法律事務所) 住友電気工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. ○印は平成29年2月24日開催の第186回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役および監査役です。  
 2. 取締役 竹村治氏は平成29年2月24日開催の第186回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。  
 3. 当事業年度中の取締役および監査役の当社における地位および担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
竹村 治	社 外 取 締 役	—	平成29年2月24日
丹羽繁夫	社 外 監 査 役	社 外 取 締 役	平成29年2月24日
上原理子	—	社 外 監 査 役	平成29年2月24日
島津貞敏	取 締 役 常 務 執 行 役 員 衣 料 繊 維 事 業 本 部 長	取 締 役 常 務 執 行 役 員 衣 料 繊 維 事 業 本 部 長 兼 テキスタイル事業部長	平成29年6月1日

4. 取締役 宮武健次郎、荒尾幸三、丹羽繁夫の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 5. 監査役 片山健、上原理子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

6. 常勤監査役 鳥山秀一氏は、長年にわたり当社管理部門にて企画や管理、財務、会計業務に携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 取締役 宮武健次郎、荒尾幸三、丹羽繁夫の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	189百万円 (12百万円)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内です。
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	43百万円 (8百万円)	
合計	14名	232百万円	

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額19百万円を含んでいます。
2. 報酬等の総額には、平成29年2月24日開催の第186回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでいます。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先会社名	役職	関係
社外取締役	宮武 健次郎	JCRファーマ株式会社	社外監査役	—
社外取締役	荒尾 幸三	中之島中央法律事務所	弁護士	—
		南海電気鉄道株式会社	社外監査役	—
		ホソカワミクロン株式会社	社外監査役	—
		株式会社日本触媒	社外取締役	—
社外監査役	上原 理子	上原合同法律事務所	弁護士	—
		住友電気工業株式会社	社外監査役	—

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席回数/開催回数		活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	宮武 健次郎	11回/12回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。またアドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外取締役	荒尾 幸三	12回/12回中	—	法律に精通した弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。またアドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外取締役	丹羽 繁夫	12回/12回中	2回/2回中	他社の経営経験および法務責任者としての専門的見地から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。またアドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外監査役	片山 健	12回/12回中	12回/12回中	金融機関の経営者としての豊富な経験から、適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。
社外監査役	上原 理子	10回/10回中	10回/10回中	法律に精通した弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。

(注) 社外取締役 丹羽繁夫氏は平成29年2月24日以前に開催の監査役会2回全てに社外監査役として出席しました。

また、社外監査役 上原理子氏は平成29年2月24日就任後開催の取締役会10回、監査役会10回全てに出席しました。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 35百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 42百万円

財産上の利益の合計額

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、M&A案件に係る買収前財務調査です。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、重大な問題があると判断される場合や会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、有効性、効率性等において、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

### Ⅲ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、後述の「業務の適正を確保するための体制」を平成27年3月27日開催の取締役会にて改定し、下記概要のとおり運用してきました。当社取締役会は、環境の変化や社会的要請に対応しながら、毎期末に既存の内部統制システムの評価・検証を行い、適宜改善措置を講じることにより引き続き内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めます。

#### 1. 「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

##### <経営理念>

当社は、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を運営しており、「お客様」、「株主様」、「お取引先」、「社員」、「地域社会」などのステークホルダーの皆様からさらなる信頼を得るために、「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定しグループ全体で基本思想や理念の共有を図っています。

##### <職務執行>

- ・取締役会の監督機能を強化すべく、取締役の3分の1以上を独立性の高い社外取締役とし、様々な経営課題に対して客観的な立場での助言を受けています。また、取締役会の活性化を図るため、社外役員の情報交換並びに認識共有の場として、「社外取締役と監査役による連絡会」を年2回実施しています。
- ・当社は、業務執行責任の明確化と機動的な意思決定を目的として、執行役員制度を導入しています。執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などによる「グループ経営会議」を月2回以上開催し、個々の案件を多角的な視点から検討し、重要な意思決定に繋げています。
- ・当社は、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設置しており、当期中に2回開催しています。
- ・取締役会の実効性を評価するため、取締役会出席メンバーに対して調査票を配布し、取締役会の構成、議論内容、開催頻度、運営方法等に関する自己評価を実施し、課題の整理を行っています。

##### <グループリスク管理>

- ・当社は、当社監査役および内部監査部門の監査や「グループリスク管理委員会」（年2回開催）を通じて、グループ全体の包括的なリスクの認識と共有を図り、リスク管理体制について定期的なレビューを行っています。また、各事業部およびグループ会社においても随時

「（事業部／各社）リスク管理委員会」を開催し、事業毎の固有のリスクの把握を図っています。

- ・グループ全体に適用される社内通報制度を整備し、運用しています。相談窓口は当社常勤監査役と内部監査室の２ルートとし、通報内容については関連する取締役や法務部門などと共有し、連携して対応しています。

#### <グループ管理体制>

- ・グループ会社は所管の事業部が管轄し、各グループ会社の代表者が出席する「事業部経営会議」（月１回以上開催）や定期的な「経営報告会」などを通じ、グループの経営理念や長期ビジョンを共有するとともに、各社における経営目標の進捗や結果のレビューを行っています。
- ・グループ会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、規定された裁権限に基づき、事業部経営会議、グループ経営会議や当社取締役会に付議されています。
- ・所管事業部およびグループ本社からグループ会社へ取締役・監査役を派遣し、当社監査役・内部監査部門・会計監査人と連携し、グループ会社の経営・業務のモニタリングを行っています。

#### <監査役の職務遂行>

- ・当社監査役は、当期中、当社の取締役会、グループ経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を確認しています。
- ・当社監査役は、当社各部門およびグループ会社へ往査を実施し、各現場にて部門責任者やグループ会社社長より、業務の執行状況とリスクについてヒアリングを行っています。
- ・当社監査役は、代表取締役と年２回、会計監査人および内部監査部門と毎月１回、定期的に会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

## 2. 業務の適正を確保するための体制

平成27年3月27日開催の取締役会にてなされた決議の内容は、以下のとおりです。

### （１）役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ②社外取締役を選任し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- ③社長から指名・報酬その他の諮問を受ける機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。

- ④取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑤「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、イントラネットおよびホームページに掲載して社内外に公開する。役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ⑥「グループリスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門およびグループ各社に「各リスク管理委員会」を組織し、全役職員に対しリスク管理の周知徹底と管理手法の評価・是正を行う。
- ⑦監査役および内部監査部門長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。監査役と内部監査部門長とは事案の内容を速やかに共有し、対応について協議する。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
- ⑨金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
- ②グループ経営会議議事録、議案書などの職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
- ③取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- ②リスク管理委員会を設置し、各々のリスクに係わる部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- ③「グループリスク管理委員会」の委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- ④有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
- ⑤不測の事態や危機の発生時における事業継続を図るため「事業継続計画（BCP）」を策定し、役職員に周知する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を選任し、適正な取締役員数をもって構成する。
- ②執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- ③社長の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成された「グループ経営会議」を毎月2回以上開催する。
- ④各事業部門長に執行役員などを任命し、毎月1回以上、「事業部門経営会議」を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- ⑤事業部門ごとに、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月「グループ経営会議」で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

(5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し毎月営業報告を作成し、また定期的な「経営報告会」を通じて結果のレビューを行う。
- ②当社はグループ各社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- ③グループ各社は「事業部リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- ④グループ各社役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。
- ⑤定期的に監査役、内部監査部門、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。当該使用人は取締役からの指揮命令、制約を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①役職員および会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。グループ各社は、当該報告をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- ②監査役は取締役会の他、グループ経営会議など重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また重要な決裁書類などの閲覧をすることができる。
- ③監査役がその職務の執行について当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をしたとき、また監査役が独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用または債務を処理する。
- ④代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- ⑤当社グループの役職員は、社内通報窓口を利用して直接監査役に通報ができる。当社グループ各社は、当該通報をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

## IV 株式会社の支配に関する基本方針

### 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様に委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的などから当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

なお、事業報告に記載すべき会社法施行規則118条第3号に掲げる事項については、本招集ご通知にかかる株主総会参考書類43頁から58頁まで（第5号議案）に掲載されている内容となりますので、そちらをご参照ください。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	65,815	流 動 負 債	34,814
現金及び預金	16,004	支払手形及び買掛金	10,635
受取手形及び売掛金	23,121	短期借入金	14,140
商品及び製品	14,783	1年以内償還予定の社債	10
仕掛品	6,475	未払法人税等	1,586
原材料及び貯蔵品	2,492	その他	8,442
繰延税金資産	1,397	固 定 負 債	17,241
その他	1,615	社 債	130
貸倒引当金	△75	長期借入金	2,462
固 定 資 産	75,308	繰延税金負債	4,229
有形固定資産	42,854	退職給付に係る負債	2,556
建物及び構築物	26,836	長期預り敷金保証金	6,798
機械装置及び運搬具	6,529	資産除去債務	353
土地	8,229	その他	711
建設仮勘定	208	負 債 合 計	52,056
その他	1,049	[純資産の部]	
無形固定資産	1,598	株 主 資 本	80,352
のれん	737	資 本 金	6,465
その他	860	資 本 剰 余 金	4,503
投資その他の資産	30,856	利 益 剰 余 金	77,721
投資有価証券	27,461	自 己 株 式	△8,337
長期貸付金	2	その他の包括利益累計額	7,666
破産更生債権等	263	その他有価証券評価差額金	8,022
長期前払費用	293	繰延ヘッジ損益	74
退職給付に係る資産	588	為替換算調整勘定	504
繰延税金資産	411	退職給付に係る調整累計額	△935
その他	2,039	非支配株主持分	1,048
貸倒引当金	△205	純 資 産 合 計	89,067
資 産 合 計	141,124	負 債 及 び 純 資 産 合 計	141,124

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年12月1日から  
平成29年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		103,498
売 上 原 価		76,774
売 上 総 利 益		26,723
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,374
営 業 利 益		8,348
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	540	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	305	
為 替 差 益	9	
そ の 他 利 益	279	1,135
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	90	
そ の 他 費 用	303	394
特 別 利 益		9,089
固 定 資 産 売 却 益	216	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	
関 係 会 社 清 算 益	145	363
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損 失	145	
の れ ん 減 損 損 失	49	
事 業 構 造 改 善 費 用	1,206	1,402
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,050
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,060	
法 人 税 等 調 整 額	△387	2,673
当 期 純 利 益		5,377
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		106
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,270

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 貸 借 対 照 表

(平成29年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	31,483	流動負債	15,639
現金及び預金	6,730	支払手形	592
受取手形	49	買掛金	977
売掛金	10,106	短期借入金	4,989
商品及び製品	2,752	未払金	2,894
仕掛品	3,306	未払費用	1,019
原材料及び貯蔵品	459	未払法人税等	666
繰延税金資産	539	預り金	3,271
短期貸付金	5,894	その他	1,227
前払費用	29	固定負債	12,201
その他	1,626	長期借入金	7
貸倒引当金	△11	繰延税金負債	3,955
固定資産	69,217	退職給付引当金	1,149
有形固定資産	33,198	長期預り金	6,463
建物	21,674	資産除却負債	332
構築物	1,768	その他	293
機械及び装置	4,972	負債合計	27,840
車両運搬具	5	[純資産の部]	
工具、器具及び備品	396	株主資本	65,438
土地	4,291	資本金	6,465
建設仮勘定	88	資本剰余金	5,064
無形固定資産	438	資本準備金	5,064
ソフトウェア	380	その他資本剰余金	0
その他	58	利益剰余金	62,218
投資その他の資産	35,580	利益準備金	1,616
投資有価証券	19,827	その他利益剰余金	60,601
関係会社株式	11,734	損失補填準備積立金	680
出資	7	配当引当積立金	930
関係会社出資金	1,712	従業員退職給与基金	1,466
破産更生債権等	426	圧縮記帳積立金	2,845
長期前払費用	219	特別償却積立金	1,576
前払年金費用	1,695	別途積立金	37,950
その他	322	繰越利益剰余金	15,153
貸倒引当金	△364	自己株式	△8,309
資産合計	100,701	評価・換算差額等	7,421
		その他有価証券評価差額金	7,355
		繰延ヘッジ損益	65
		純資産合計	72,860
		負債及び純資産合計	100,701

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 損 益 計 算 書

(平成28年12月1日から  
平成29年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		32,650
売上原価		24,384
売上総利益		8,265
販売費及び一般管理費		4,229
営業利益		4,035
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,299	
その他	325	2,624
営業外費用		
支払利息	37	
その他	156	193
経常利益		6,466
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産処分損	110	
関係会社株式評価損	5	
貸倒引当金繰入額	103	
事業構造改善費用	1,156	1,376
税引前当期純利益		5,089
法人税、住民税及び事業税	1,508	
法人税等調整額	△446	1,062
当期純利益		4,027

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年1月10日

日本毛織株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 安岐 浩一 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 中須賀 高典 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成30年1月10日

日本毛織株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 安岐 浩一 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 中須賀 高典 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第187期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第187期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針・職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・職務分担等に従い、取締役・内部監査部門・内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、当期重点監査項目として監査役会が定めた事項をはじめ業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、各社の取締役及び使用人等から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びびびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年1月11日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役	迫 間 満	Ⓔ
常勤監査役	鳥 山 秀 一	Ⓔ
社外監査役	片 山 健	Ⓔ
社外監査役	上 原 理 子	Ⓔ

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

第187期は「ニッケグループRN130第1次中期経営計画（2017～2019年度）」の初年度として、積極的な設備投資や新規事業への取組み、M&Aなど事業の強化と今後の成長への布石を打ってまいりました。結果、前期実績に対して増収増益となり、営業利益においては8期連続の増益を達成しました。

つきましては、前期に実施しました創立120周年記念配当2円を当期より普通配当に切り替えることとし、期末配当については以下のとおり1株当たり金12円とさせていただきます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭とします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金12円

配当総額 884,753,412円

なお、先にお支払いした中間配当（金10円）を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき金22円（配当総額 金1,622,057,322円）となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年2月28日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

当社では、取締役の経営責任を重視し、株主の皆様にご各年ごとに取締役の信任をお諮りするため定款により任期を1年としています。また取締役会の少人数化のため、定款により取締役の員数を8名以内としています。つきましては、本総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いします。

なお、本議案が原案どおり可決されますと、当社取締役における社外取締役の割合は3分の1以上となります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな 氏名	現在の当社グループにおける地位・担当
1	さとう みつよし 佐藤 光 由 <input type="checkbox"/> 再任	取締役会長 取締役会議長 アドバイザリーボード委員（座長）
2	とみ た かず や 富 田 一 弥 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長 社長執行役員 経営戦略センター長 アドバイザリーボード委員
3	しま づ さだ とし 島 津 貞 敏 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 衣料繊維事業本部長
4	ひ はら くに あき 日 原 邦 明 <input checked="" type="checkbox"/> 新任	アンビック株式会社代表取締役社長
5	うえ の しょう ご 上 野 省 吾 <input checked="" type="checkbox"/> 新任	執行役員 生活流通事業部長
6	あら お こう ぞう 荒 尾 幸 三 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	社外取締役 アドバイザリーボード委員
7	に わ しげ お 丹 羽 繁 夫 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	社外取締役 アドバイザリーボード委員
8	おお にし よし ひろ 大 西 良 弘 <input checked="" type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	—

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p>【再任】 さとう みつよし 佐藤光由 (昭和23年6月8日生)</p>	<p>昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役、紡績事業本部製造部長 兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役、経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境 委員長）、東京支社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、製造技 術担当、東京支社長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略センター長 平成21年12月 当社代表取締役社長、社長執行役員 平成28年2月 当社取締役会長、取締役会議長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 佐藤光由氏は、取締役会長として経営の監督を適切に行うとともに、取締役会では議長として実効性のある議事運営に努めてきました。また、当社の前社長として長年にわたり経営全般に携わり、豊富な経験を有しています。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	103,300株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 <p>【再任】 とみ た かず や 富 田 一 弥 (昭和34年4月3日生)</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成19年2月 当社コミュニティサービス事業グループ長 平成20年12月 当社コミュニティサービス事業部長 平成21年2月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長 平成23年12月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長兼 管理部長兼通信・新規サービス部長 平成24年12月 当社常務執行役員人とみらい開発事業本部長兼 コンシューマー事業本部長兼管理部長兼通信・ 新規サービス部長 平成25年2月 当社取締役、常務執行役員 人とみらい開発事業本部長兼コンシューマ ー事業本部長兼管理部長兼通信・新規サー ビス部長 平成26年6月 当社取締役、常務執行役員 経営戦略センター長（現任） 平成28年2月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 富田一弥氏は、代表取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってきました。また、中長期ビジョン「RN130ビジョン」の実現に向けて、その第1フェーズとなる「ニッケグループRN130第1次中期経営計画」を策定し、具体的な取組みを進めてきました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	52,100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 <p>【再任】 しま づ さだ とし <b>島 津 貞 敏</b> (昭和31年5月24日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成18年2月 当社ユニフォーム事業本部ビジネスユニフォーム部長 平成20年12月 当社衣料繊維事業本部販売第2部長 平成24年2月 当社経営戦略センター人財戦略室長 平成25年2月 当社執行役員経営戦略センター人財戦略室長 平成25年6月 当社執行役員経営戦略センター人財戦略室長兼法務IR広報室長 平成25年12月 当社常務執行役員衣料繊維事業本部長兼販売第2部長 平成26年2月 当社取締役、常務執行役員衣料繊維事業本部長 平成29年6月 当社取締役、常務執行役員衣料繊維事業本部長兼テキスタイル事業部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 島津貞敏氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として衣料繊維事業本部長を担当し、事業の維持・拡大を図るとともに、新規市場への販売拡大と新規事業の企画・具体化に向けた取り組みを着実に進めてきました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	27,100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	 <p>【新任】 ひ はら くに あき 日 原 邦 明 (昭和32年5月7日生)</p>	<p>平成23年4月 当社入社  平成24年7月 当社衣料繊維事業本部販売第3部長  平成25年10月 ニッケタイランド社 取締役社長  平成26年12月 日毛（上海）管理有限公司 総経理  平成27年6月 南海ニッケ・マレーシア社 取締役社長  平成28年2月 アンビック株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 アンビック株式会社 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 日原邦明氏は、衣料繊維事業や産業機材事業などを歴任し、当社グループのビジネスの拡大と収益の向上に努めてきました。また、海外事業についても豊富な知見を有しており、海外のグループ会社や管理統括会社での実績を残してきました。 これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	6,039株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 <p>【新任】 うえ の しょう ご 上 野 省 吾 (昭和32年7月6日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成19年2月 当社テキスタイル事業本部販売第2部長 兼マルワイ吉田株式会社 代表取締役社長 平成21年4月 株式会社ニットファミリー取締役東京支店長 平成25年12月 株式会社ツキネコ 代表取締役社長 平成26年2月 当社執行役員コンシューマー事業本部 生活流通事業部長 兼株式会社ツキネコ 代表取締役社長 平成27年12月 当社執行役員生活流通事業部長 兼株式会社ツキネコ 代表取締役社長 平成29年12月 当社執行役員生活流通事業部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 上野省吾氏は、執行役員として、生活流通事業部長を担当し、既存の枠に捉われない自由な発想で新規事業を開拓し異業種分野にも積極的に参入してきました。 新たなM&amp;Aを実施しながら、それぞれの事業セグメントの拡大を行い、特に今後の成長事業であるEコマースビジネスの事業基盤の確立と収益の拡大に取り組んできました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	13,700株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	 <p>【再任】 【社外】【独立役員】 あら お こう ぞう <b>荒尾 幸三</b> (昭和21年1月20日生)</p>	<p>昭和46年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所（現 中之島中央法律事務所）入所（現任）</p> <p>平成22年6月 南海電気鉄道株式会社 社外監査役（現任） 平成23年2月 当社社外監査役 平成23年6月 株式会社日本触媒 社外監査役 平成27年2月 当社社外取締役（現任） 平成27年12月 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役（現任） 平成28年6月 株式会社日本触媒 社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 弁護士（中之島中央法律事務所） 南海電気鉄道株式会社 社外監査役 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役 株式会社日本触媒 社外取締役</p> <p>【当社社外取締役在任期間】 3年（当社社外監査役在任期間4年）</p> <p>【取締役会への出席状況】 12回／12回中（100%）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 荒尾幸三氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、取締役会の監督機能とコンプライアンスの強化を図っていただいています。また、役員指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいています。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	5,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	 <p>【再任】 【社外】【独立役員】 にわしげお 丹羽繁夫 (昭和23年9月20日生)</p>	<p>昭和46年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成10年4月 同行法務部長 平成12年2月 コナミ株式会社入社 法務部長 平成15年1月 同社執行役員法務・知的財産本部長 平成20年9月 財団法人日本品質保証機構入構 同機構参与 平成25年2月 当社社外監査役 平成29年2月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【当社社外取締役在任期間】 1年(当社社外監査役在任期間4年)</p> <p>【取締役会への出席状況】 12回／12回中（100%） ※うち2回は社外監査役としての出席。</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 丹羽繁夫氏は、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会における監督を行っていただいています。また、役員指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザリーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与いただいています。 これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	 <p>【新任】 【社外】【独立役員】 おおにしよしひろ <b>大西良弘</b> (昭和21年1月26日生)</p>	<p>昭和43年4月 新明和工業株式会社入社 平成8年7月 同社産機システム事業部長 平成9年6月 同社取締役 平成15年4月 同社経営企画室長 平成15年6月 同社常務取締役 平成18年4月 同社取締役専務執行役員 平成18年10月 同社航空機事業部長 平成22年4月 同社品質保証統括本部長 平成23年1月 同社代表取締役社長 平成29年6月 同社相談役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 新明和工業株式会社 相談役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 大西良弘氏は、他の会社の経営経験があり、その実績と豊富な経験に基づき、独立的な立場から当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていたため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	一株

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の決定に対する客観性を高めるため、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設けており、当社取締役会は「アドバイザリーボード」での審議結果に基づき、候補者を決定しています。
2. 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘の各氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者です。なお、荒尾幸三および丹羽繁夫の両氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、大西良弘氏につきましては、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定です。
3. 各取締役候補者の選任理由については、各取締役候補者の略歴の下部に記載のとおりです。
4. 責任限定契約の締結について  
当社は、社外取締役候補者 荒尾幸三および丹羽繁夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、下記概要のとおり責任限定契約を締結しています。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、大西良弘氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役 迫間 満氏が辞任しますので、監査役1名の選任をお願いします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

ふり 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 <p>【新任】 こ みや じゅん いち 小 宮 純 一 (昭和33年9月14日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成20年2月 当社マーケティング室長 平成20年12月 当社経営戦略センター法務IR広報室長 平成25年6月 当社内部監査室長 平成26年12月 当社内部監査室長兼監査室長 平成27年2月 アカツキ商事株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>【監査役候補者とした理由】 小宮純一氏は、当社の営業、マーケティング、広報、総務、法務、内部監査業務などを幅広く経験し、これらに関する相当程度の知見を有しています。また、グループ会社経営の実績もあり、企業の健全性を確保するために監査を行うことについて適切な人材と判断し、新たに監査役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	<p>10,095株</p>

- (注) 1. 小宮純一氏は、迫間満氏の補欠としての選任をお願いするものです。従いまして、任期は当社定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとします。
2. 監査役候補者の選任理由については、監査役候補者の略歴の下部に記載のとおりです。

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。  
 なお、現在の人数構成（常勤監査役2名および社外監査役2名）に変更はありません。

氏名	当社における地位	監査役在任期間
鳥山 秀一	常勤監査役	2年
小宮 純一	常勤監査役	—
片山 健	社外監査役	3年
上原 理子	社外監査役	1年

※社外監査役 片山健および上原理子の両氏を平成30年2月27日付で新たに独立役員として指定する予定です。

〈ご参考 当社の独立社外役員に対する考え方〉

独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上に資する助言、経営の監督、利益相反の監督を果たし、ステークホルダーの意見を取締役に反映する。独立社外監査役は、その独立性の立場を踏まえた監査を行い、適切に意見を述べる。

- ・独立社外役員が取締役会の議論に積極的に参加できるように、社外取締役と監査役による連絡会を随時開催することで客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。
- ・独立社外役員については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために、以下のとおり独立性の判断基準を定めて候補者を選定する。
  - ア) 当社の大株主またはその業務執行者ではないこと  
大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者とする。
  - イ) ニッケグループの主要な取引先またはその業務執行者ではないこと  
主要な取引先とは、直前事業年度の当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたはその取引先グループの連結売上高の2%を超える者とする。
  - ウ) ニッケグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと  
多額の金銭とは、直前事業年度において、1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額とする。

また、アドバイザーボードは代表取締役からの諮問を受け、その独立性を検証するものとする。

「ニッケ コーポレート ガバナンス・ガイドライン」より抜粋

#### 第4号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いします。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開始の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 <p>かとうじゅんいち 加藤純一 (昭和37年1月26日生)</p>	<p>平成6年10月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成10年1月 公認会計士橋本節雄会計事務所（現 公認会計士橋本・加藤事務所）入所（現任） 平成11年4月 公認会計士登録 平成11年7月 税理士登録 平成17年6月 シンシア税理士法人設立・代表社員（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 公認会計士（公認会計士橋本・加藤事務所） 税理士（シンシア税理士法人 代表社員）</p> <p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 加藤純一氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、財務・会計・税務に精通した公認会計士としての経験を活かして、独立的な立場からの確な監査を行っていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 加藤純一氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者です。
2. 補欠の社外監査役候補者の選任理由については、候補者の略歴の下部に記載のとおりです。
3. 法令に定める監査役の員数を欠き、加藤純一氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

当社は、平成27年2月25日開催の第184回定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する基本方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）を継続導入しておりますが、平成30年1月12日に開催された当社取締役会において、旧プランの継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

本議案は、本プランの重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意思を反映させるため、本プランの継続導入についてご承認をお願いするものです。

なお、本プランの合理性・公正さを確保するための措置として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置し、特別委員会委員を選任する予定です。

本プランの内容は以下のとおりです。

## 1. 本プラン導入の目的

### （1）企業価値の源泉

#### ①当社の歩み

当社は1896年（明治29年）の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに、“ウールのニッケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日は「繊維」「非繊維」の意識を超え、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念・経営方針で統一された「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「生活流通事業」の4つの事業領域すべてを「本業」と位置づけ、事業を展開しております。当社グループ会社は50社余となり、伝統を重んじながらもその事業内容を多種多様に変化させながら収益の拡大を目指し進化してまいりました。

#### ②企業価値向上のための施策

当社は、創立120周年（2016年度）の節目に向けた羅針盤として、2009年度よりスタートした「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」において「前の年より少しでも成長を」との地道な積重ねから、6期連続で増収増益を達成し再び売上高1,000億円台を回復しました。

一方でNN120ビジョンの総括として、①将来に向けた成長事業の育成、②海外事業の強化・拡大、③低採算事業の見直しによる資本効率の改善、④継続的なROEの向上、⑤事業領域の広がりによるグループ間の「シナジー効果」「連携」の強化、⑥事業の広がりに対応した人財の確保が課題であることを認識し、これを踏まえ策定した「RN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」において、次の10年間のニッケグループの目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、中長期的な企業価値の向上を目指すことといたしました。

なお、「ニッケグループRN130第1次中期経営計画」では、数値目標として、2019年11月期の連結売上高1,200億円以上、連結営業利益90億円以上を目標とし、ROEについては、7%以上を目指すこととしています。

### ③コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制においては、当社はかねてより「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用していますが、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、平成16年に指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」（年2回開催）を設置、平成18年に社外取締役を選任し、翌19年には社外取締役を2名に増員するなど、日本企業のなかでもとりわけ早期から、先進的に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け積極的に取り組んでいます。

なお、現在は、取締役会の監督機能をより強化すべく、取締役会の1/3以上を独立性の高い社外取締役としています。監査役は、毎月監査役会を開催する他、グループ経営会議、取締役会等の重要な会議に参加し、独立した客観的な立場で意見を述べています。また、監査役監査については年間監査スケジュールを作成し十分な監査時間を確保したうえで実施しており、代表取締役、担当常務、内部監査部門、会計監査人とも定期的な懇談を実施しています。

引き続き、コーポレート・ガバナンスコードに基づくガバナンス体制の強化を目指してまいります。

去る2016年12月に創立120周年を迎えた当社は伝統を大切にしながらも、立ち止まらず革新と挑戦を重ねてきました。「革新を続けることで、120年に及ぶ伝統を作り上げてきた」創業からの継続的な取組みの積重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持ってチャレンジし続け、「新しい価値」と「確かな生活文化」を創造し、地球環境と調和する企業グループを目指していくことこそ当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しています。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、当社グループの各事業の特性を十分に理解したうえで、中長期的な視点から安定的に事業運営を行うことが必要であると考えています。

## (2) 本プラン導入の趣旨

資本市場のグローバル化が進展するなか、日本における企業買収も今後、ますます増加するものと思われれます。仮に当社に対する大規模買付行為が発生した場合、当該行為の是非を株主の皆様にご判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報や見解が提供されることが不可欠であると考えています。そのためには、大規模買付者から情報提供、当社取締役会が必要に応じて大規模買付者と交渉・協議を行う機会、そして当社取締役会が善

管注意義務に基づき適切な検討・判断を行う熟慮期間を十分に確保することが大前提であると考えています。

しかし、あらかじめ対応方針を備えていない限り当社取締役会が株主共同の利益を向上させる適切な措置を講じることは困難を極めることが予想されますので、上記趣旨に則り、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を策定・開示し、大規模買付者に対して、この大規模買付ルールに則った買付行為を行うよう求めることとしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合は原則として対抗措置の発動は行いません。しかし、ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断されるような場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを第一次的な目的として、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することを検討します。

前記のとおり、当社の企業価値は絶え間ない情熱とチャレンジによる「売れるもの作り」や「独自のサービス」の開発・創造により向上するものと考えておりますが、客観的かつ合理的な一定のルールをあらかじめ定め、ルールに従った大規模買付行為を求めることもまた当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではありません。

## 2. 本プランの対象となる大規模買付

以下の①または②に該当する買付がなされた場合、本プランにおける大規模買付となります。

- ①当社が発行する株券等※1 について保有者※2 の株券等保有割合※3 が20%以上となる買付
- ②当社が発行する株券等※4 について、公開買付※5 に係る株券等所有割合※6 およびその特別関係者※7 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下同じ。

※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下に同じ。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下に同じ。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下に同じ。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下に同じ。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下に同じ。

## 3. 大規模買付ルールの内容

この大規模買付ルールは、大規模買付者より提供された必要かつ十分な情報に基づき当社取締役会において当該買付行為に対する評価検討がなされ、かつ大規模買付者ならびに当社取締役会により株

主の皆様に対して必要かつ十分な情報が公表・説明された後に、大規模買付者が当該買付行為を開始する、というものです。

具体的には以下のとおりです。

#### (1) 「意向表明書」の提出

当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会宛に以下の内容を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案がなされた場合は、その事実をすみやかに公表します。

- ①大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ②大規模買付行為の概要
- ③大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要
- ④大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

#### (2) 十分な情報の提供

当社取締役会は、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくため、前記の「意向表明書」の受領後5営業日以内に、大規模買付者に対し「大規模買付情報」の提供を要請します。当初提出していただくべき大規模買付情報の項目は下記①～⑥のとおりですが、事案の性質上、項目として不足していると考えられる場合には、回答に必要な期限（60日を上限とします。）を定めただうえで大規模買付者に追加的に情報を提供するように要求することがあります。この場合、大規模買付者には、指定した期限までに追加情報を再提出していただきます。

なお、大規模買付情報の提供完了の事実については当社取締役会より株主の皆様にご公表します。また、大規模買付情報の内容は、当社取締役会が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、その全部または一部を公表します。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大規模買付行為および結果、コーポレートガバナンス・CSRへの取組み状況
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思決定の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④買付対価の算定根拠の概要
- ⑤大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、事業計画の概略

#### (3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供がなされた後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のため下記の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、この間当該買収提案が株主共同の利益に適うか否かにつき第一次的判断を行います。取締役会評価期間は下記の期間を設定し、開始日については株主の皆様にご公表します。

- ①対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には60日間を上限とします。
- ②上記以外の大規模買付行為の場合は90日間を上限とします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、見解をとりまとめたうえで株主の皆様にご公表します。また、買収条件の改善により当該買収提案が株主共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で買収条件の改善について交渉し、当社取締役会より株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、株主の皆様が当該買付提案の是非を判断できるよう、取締役会の評価等について、できるだけ事実に基づき、株主の皆様に対して説明します。

大規模買付行為は、当該取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

#### (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（取締役会評価期間中に大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が大規模買付情報の内容が不十分であると判断する場合を含みます。）には、当社取締役会は、その責任において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の要項は、後述【ご参考1】「新株予約権無償割当ての概要について」に記載のとおりですが、新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

##### ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。しかし、当該大規模買付が以下の（i）～（v）の類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する決議をすることがあります。その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対し対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会から必要情報をすみやかに受領したうえで、取締役会評価期間内に、当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討します。そのうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行うものとします。

なお、特別委員会において下記（i）～（v）の類型に該当するか否かの実質判断について株主の皆様意思を確認する必要があると判断した場合、その他特別委員会が必要と認める場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っている判断される場合

- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全ての株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

※(iii)、(iv)については、「当社の資産を買収者の担保とすること」や「当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当させることが予定されている」などそれのみでは当該買収が株主共同の利益を侵害するとまでは言い難い場合は除くものとします。

※(v)については、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。

特別委員会は、原則委員全員出席のもとで対抗措置発動の勧告内容について最終的な決定を行うものとし、また、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようなされることを確保するために、特別委員会は、適宜必要に応じ当社の費用負担により当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者の助言を受けることができるものとし、

#### (5) 株主意思の確認

特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施するものとします。なお、株主意思確認総会は、原則として最長60日間の期間を設定し当該期間中に開催しますが、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合があります。株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、すみやかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令および株主確定に必要な日数から導き出せる最も早い日とし、投票基準日設定の公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について決定し、決定内容をすみやかに情報開示します。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

#### (6) 取締役会の決議

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動を決議した場合には、当社取締役会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。なお、発動に際しては当社より当該大規模買付者に対して経済的対価の交付は行いません。当該大規模買付者は、株主の多数の支持を得られなかった場合に、当該買収を撤回・中止する時間が残っていること等によって、対抗措置の発動による持株比率の希釈化を回避することができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動を決議した場合には、当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

#### (7) 対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際的前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、特別委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際的前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置の発動の中止を決議した場合、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には以下の手続きとなります。

- ①新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- ②新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

#### 4. 本プランの合理性・公正性を確保するための措置

##### (1) 「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に充分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に充分配慮したものと なっています。

##### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入されるものです。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

##### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは平成30年2月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされた場合に発効します。なお本プランの有効期間を3年間とするサンセット条項を付していますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となります。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）もしくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が充分反映される仕組みとなっています。

#### (4) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員から構成された特別委員会を設置します。特別委員会の判断については、株主の皆様に適宜情報開示を行います。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されています。このように、本プランは、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### 5. 株主および投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 本プランの発効時に株主の皆様と与える影響

本プランの発効時点においては、対抗措置（新株予約権の無償割当て）自体は行われません。したがって、本プラン発効時に株主および投資家の有する当社株式に係る法的な権利および経済的利益に対して直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当て期日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付します。これにより大規模買付者以外の株主の皆様は、無償にて当社による本新株予約権取得の対価として当社普通株式を受領するため、株主の皆様が保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、対抗措置の発動が決議され本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落ち日以降、本新株予約権の割当て期日までに生じた事由（大規模買付者の買付行為の撤回による対抗措置の中止または発動の停止等）により、当社が新株予約権の割当てを中止する場合がございます。また、本新株予約権無償割当て実施後に生じた事由により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権者に当社普通株式を交付することなく、当社が全ての本新株予約権を無償で取得する場合があります。

この場合、1株あたり株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、希釈化を前提に売買を行うとする株主・投資家の皆様は、株価の変動に十分ご注意ください。

#### (3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様が必要となる手続き

##### ①株主名簿への記録または記載

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主名簿への記録または記載が未了の株主の皆様におかれましては、すみやかに株主名簿への記録等の手続きを行っていただく必要があります。

##### ②新株予約権の割当て手続き

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

##### ③当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

この際、当社の本新株予約権の取得と引き換えに、当社普通株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく本新株予約権1個あたり原則として当社株式1株の交付を受けることとなります。

上記のほか、当社による本新株予約権の取得の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知します。

## 6. 本プランの有効期間、廃止および変更

### (1) 本プランの有効期間

有効期間は、平成33年2月に開催予定の当社定時株主総会終結までの3年間とします。

### (2) 本プランの廃止、修正および変更

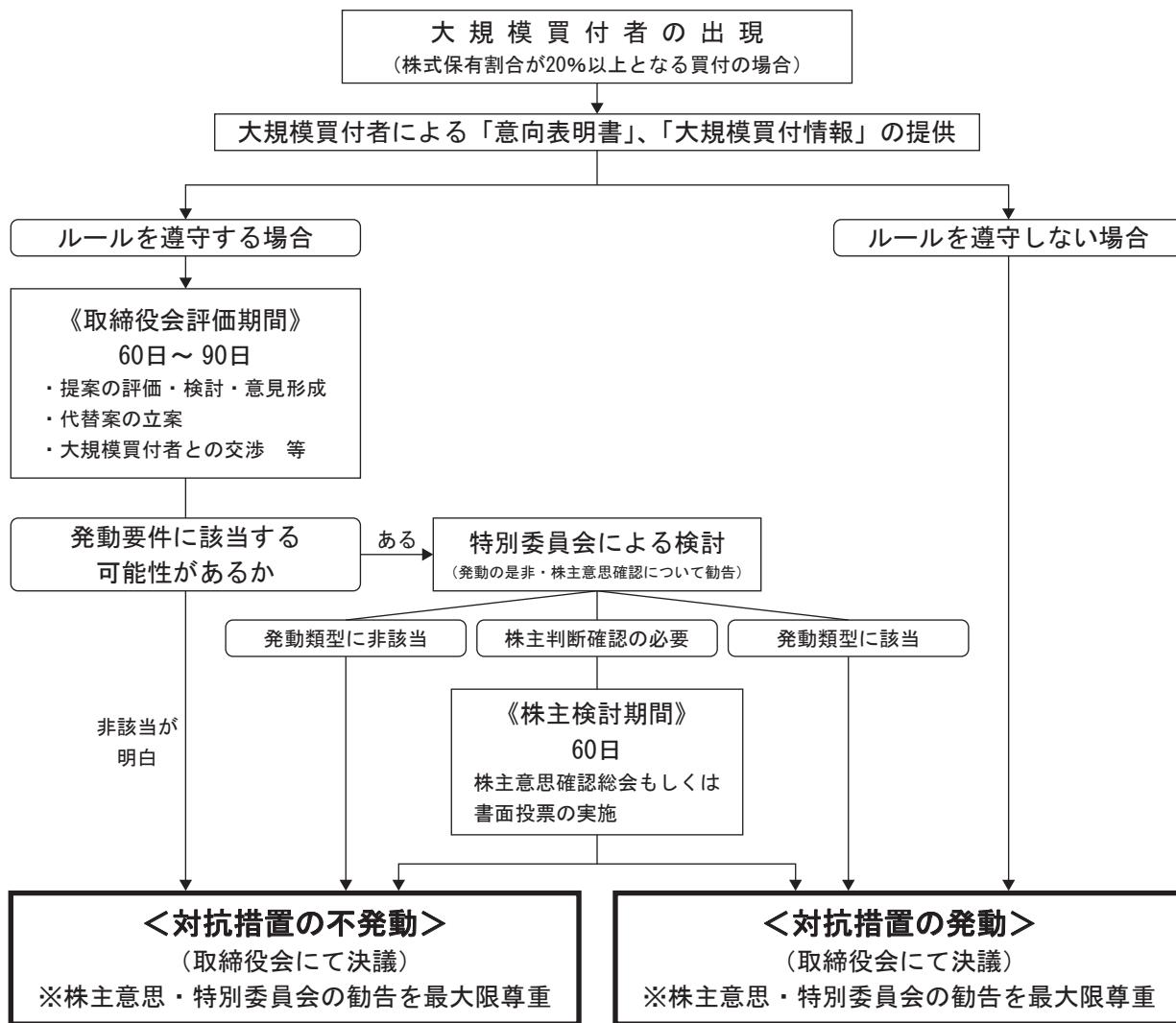
当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランの有効期間中であっても本プランは廃止となります。

また、当社取締役会は、関係諸法令の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例の変更等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用しますが、株主総会の承認の趣旨の範囲で特別委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について情報開示を行います。

以上

【大規模買付ルール フロー図】



【ご注意】

上記フローチャートはあくまで本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」本文をご覧ください。

## 【ご参考1】 新株予約権無償割当ての概要について

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 本新株予約権の割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、必要な調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円以上かつ時価の半値を上限とした当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

### 6. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（これら①から⑥までの者を総称して「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※1 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

※2 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会が認めた者を含む。）。

- ※3 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- ※4 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ※5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会が認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

7. 当社による本新株予約権の無償取得

5. の規定に関わらず、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、非適格者以外の全ての新株予約権を無償にて取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につきその対価として1株の当社普通株式を交付することができるものとします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

## 【ご参考2】 特別委員会について

1. 特別委員会は、当社株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針」が決議されることを条件として、当社取締役会の決議により設置されます。
2. 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している
  - ①当社社外取締役
  - ②当社社外監査役
  - ③社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。
4. 特別委員会は以下の事項について判断し、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。なお、判断においては、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。
  - ①対抗措置発動の実施または不実施
  - ②株主意思確認総会または書面投票の実施
  - ③対抗措置発動の中止
  - ④本プランの廃止または変更（但し、変更については、本対応方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
  - ⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載されている事項を行うことができるものとします。
  - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ②買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④買付者等との交渉・協議
  - ⑤代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥評価・意見の公表
  - ⑦その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧当社取締役会において別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 特別委員会は、大規模買付情報が提出された場合、当社の取締役会に対して、特別委員会が定める所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。
7. 特別委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等に対し、買付内容等の改善を申し入れることができます。
8. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
9. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。
10. 特別委員会の委員は、買付等がなされた場合に限らず、いつでも特別委員会を招集することができます。
11. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行うことができます。

以 上

<特別委員会委員候補者の略歴>

氏名 荒尾 幸三 (昭和21年1月20日生)

略歴 昭和46年7月 弁護士登録  
中筋義一法律事務所(現 中之島中央法律事務所)入所(現任)  
平成22年6月 南海電気鉄道株式会社 社外監査役(現任)  
平成23年2月 当社社外監査役  
平成23年6月 株式会社日本触媒 社外監査役  
平成27年2月 当社社外取締役(現任)  
平成27年12月 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役(現任)  
平成28年6月 株式会社日本触媒 社外取締役(現任)

氏名 丹羽 繁夫 (昭和23年9月20日生)

略歴 昭和46年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行  
平成10年4月 同行 法務部長  
平成12年2月 コナミ株式会社入社 法務部長  
平成15年1月 同社執行役員 法務・知的財産本部長  
平成20年9月 財団法人日本品質保証機構入構 同機構参与  
平成25年2月 当社社外監査役  
平成29年2月 当社社外取締役(現任)

氏名 大西 良弘 (昭和21年1月26日生)

略歴 昭和43年4月 新明和工業株式会社入社  
平成8年7月 同社産機システム事業部長  
平成9年6月 同社取締役  
平成15年4月 同社経営企画室長  
6月 同社常務取締役  
平成18年4月 同社取締役専務執行役員  
10月 同社航空機事業部長  
平成22年4月 同社品質保証統括本部長  
平成23年1月 同社代表取締役社長  
平成29年6月 同社相談役(現任)

※上記特別委員会委員候補者はいずれも会社法に定める社外取締役の要件を満たしており、また、上記特別委員会委員候補者と当社との間には、顧客、取引先、その他(委託、融資、保証、顧問契約を含む)、特別な利害関係はありません。

【ご参考3】 当社株式の状況（平成29年11月30日現在）

1. 発行可能株式総数 192,796,000株
2. 発行済株式の総数 86,478,858株（自己株式12,749,407株を含む）
3. 株主数 19,992名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,628	4.92
株式会社みずほ銀行	3,628	4.92
株式会社三井住友銀行	3,628	4.92
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	3.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,435	3.30
株式会社竹中工務店	2,000	2.71
日本生命保険相互会社	1,747	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,546	2.09
ニッケ従業員持株会	1,535	2.08
帝人フロンティア株式会社	1,396	1.89

当社の保有する自己株式12,749千株は上記の表に記載しておりません。

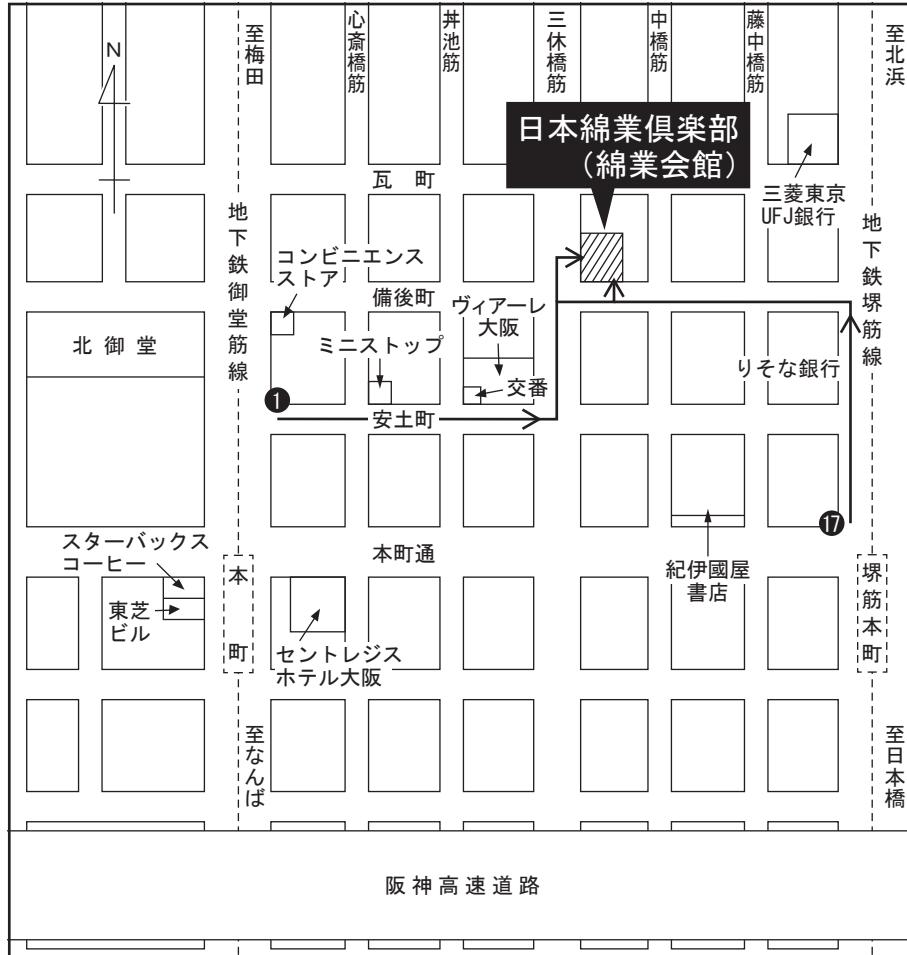
以上

MEMO

MEMO

MEMO

# 株主総会会場ご案内



会場 大阪市中央区備後町二丁目5番8号

日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室

交通 地下鉄御堂筋線 「本町」駅 1号出口 徒歩約5分

地下鉄堺筋線 「堺筋本町」駅 17号出口 徒歩約5分

※ 会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※ 開催場所が前回と異なっておりますのでご注意ください。

